

平成 26 年度

定期 監査 結果 報告

学 校 教 育 課

田 川 市 監 査 委 員

田 監 第 137 号

平成 27 年 3 月 27 日

田 川 市 議 会 議 長 香 月 隆 一 殿  
田 川 市 長 伊 藤 信 勝 殿  
田 川 市 教 育 委 員 会 委 員 長 神 崎 陽 子 殿

田川市監査委員 村 上 耕 一

田川市監査委員 小 林 義 憲

#### 定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施し、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を決定したので提出します。

目 次

学校教育課 ..... 2

## 1 監査の対象

学校教育課

## 2 監査の範囲

平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 11 月末日までの財務等に関する事務の執行

## 3 監査の期間

平成 26 年 12 月 25 日から平成 27 年 3 月 13 日まで

## 4 監査の方法

平成 26 年 4 月 1 日から同年 11 月末日までの財務等に関する事務の執行が、関係法令に従って適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、事前に監査資料の提出を求め関係文書等を検査するとともに、担当職員からその執行状況の説明を聴取する方法で実施しました。

## 5 監査の結果

事務執行の一部に改善、検討を要する事項が見受けられましたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後十分研さんされ、財務事務等の執行について万全を期されるよう望みます。

なお、監査の結果の各事項は次のとおりです。

## 教育委員会 学校教育課

### 1 事務の概要

#### (1)学校教育係

事務事業	主な概要
1 学校の管理・運営に関する事	① 教職員に関する事 (人事、服務・監督、研修、福利厚生に関する事) ② 教育課程の実施に関する事 ③ 児童・生徒の就学に関する事 ④ 学級編成及び教職員の定数配置に関する事 ⑤ 幼児児童生徒の保健、安全に関する事 ⑥ 学校給食に関する事
2 小中学校教育の振興に関する事	① 学習指導・生徒指導及び進路指導に関する事 ② 少人数学級及び少人数学習の実施に関する事 ③ 学力向上プロジェクト事業の推進に関する事 ④ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用に関する事 ⑤ 教科用図書及び採択に関する事 ⑥ A L T (外国語指導助手) の活用に関する事
3 教育設備整備に関する事	① 学習用教育教材、理科教育設備の整備に関する事
4 就学等の促進奨励に関する事	① 田川市育英資金、田川市若年者専修学校等技能習得資金に関する事 ② 福岡県文化奨学財団奨学金に関する事 ③ 就学援助制度、幼稚園終焉奨励費に関する事
5 幼稚園教育の振興に関する事	① 幼稚園の教育課程に関する事 ② 教諭の研修に関する事
6 学校適正規模に関する事	① 校区再編計画の策定 ② 学校適正規模の調査・研究
7 その他の事務	① 放課後児童健全育成事業に関する事 ② 学校教育関係の調査・統計に関する事

#### (2)教育研究所

事務事業	主な概要
1 教育の調査研究に関する事	① 教育に必要な調査研究及び資料の編集に関する事 ② 教育関係図書や資料の貸し出しに関する事
2 教職員の資質向上に関する事	① 教科等研究会の充実に関する事 ② 教育講演会、研究発表会の実施に関する事
3 教育相談に関する事	① 相談員による教育相談に関する事 ② 障害児等の就学相談に関する事
4 不登校児童生徒の指導に関する事	① 適応指導教室(サウンドスクール)の運営に関する事 ② 不登校対策の調査研究に関する事
5 児童生徒の自由研究に関する事	① 夏休み自由研究展に関する事
6 県・筑豊地区との連携に関する事	① 県教育研究所連盟及び筑豊地区教育研究所連絡協議会との連携に関する事

2 職員の配置状況（平成 26 年 11 月 30 日現在）【合計人数 20 人】

（単位：人）

	課長	課長 補佐	係長	主任	主事	嘱託 職員	臨時 職員	計
学校教育課	1	1	—	—	—	—	—	2
学校教育係	—	—	1	2	4	2	1	10
教育研究所	—	—	—	—	—	5	3	8
計	1	1	1	2	4	7	4	20
	正規職員 9 名 (45.0%)					嘱託職員等 11 名 (55.0%)		

3 予算の執行状況（平成 26 年 11 月 30 日現在）

※財務会計システム「予算執行状況表」より作成

歳入

（単位：円、%）

款	項	目	名称	予算現額	調定額	収入済額	収 入 未済額	収入率(%)	
								対予算	対調定
11	1	1	民生費負担金	14,821,000	9,189,800	9,190,750	0	62.01	100.00
11	1	3	教育費負担金	1,214,000	1,222,020	1,222,480	0	100.66	100.00
12	1	7	教育使用料	6,878,000	4,418,700	4,756,000	0	64.24	100.00
13	2	6	教育費国庫補助金	9,588,000	2,194,000	2,194,000	0	22.88	100.00
14	2	1	民生費県補助金	38,689,000	0	0	0	0.00	0.00
14	2	7	教育費県補助金	4,428,000	140,301	140,301	0	3.17	100.00
16	1	4	教育費寄附金	594,000	0	0	0	0.00	0.00
17	1	7	育英事業基金繰入金	4,194,000	0	0	0	0.00	0.00
17	1	13	猪位金小中一貫校教育振興基金繰入金	400,000	0	0	0	0.00	0.00
19	3	2	育英資金貸付金元金収入	23,450,000	30,022,160	13,267,610	16,747,050	56.61	44.22
19	3	3	専修学校等技能習得資金貸付金元金収入	966,000	966,020	158,200	807,820	16.38	16.38
19	3	4	田川市高等学校等奨学資金元金収入	712,000	690,470	259,420	431,050	36.44	37.57
19	4	2	雑入	7,627,000	3,651,801	3,491,201	0	47.88	100.00
			会計合計	113,561,000	52,495,272	34,679,962	17,985,920	30.39	65.74

歳出

(単位：円、%)

款	項	目	名称	予算現額	支出負担行為 済額	予算残額	執行率 (%)
3	2	1	児童福祉総務費	77,018,000	13,129,135	63,888,865	17.05
10	1	2	事務局費	43,787,000	11,837,533	31,949,467	27.03
10	1	3	育英事業費	27,644,000	22,839,533	4,804,467	82.62
10	2	1	学校管理費 (小学校)	52,048,400	32,908,517	19,160,883	63.23
10	2	2	教育振興費 (小学校)	63,270,600	65,680,375	△2,409,775	103.81
10	3	1	学校管理費 (中学校)	46,927,000	29,507,437	17,398,563	62.88
10	3	2	教育振興費 (中学校)	56,415,000	50,464,981	5,950,019	89.45
10	4	1	幼稚園費	24,490,000	20,554,175	3,935,825	83.93
			会計合計	391,600,000	246,921,686	144,678,314	63.05

#### 4 監査結果と指摘事項等

##### (1) 過去の監査の検討事項等のてん末について

項目名	指摘事項	改善内容
出勤簿等について	出勤登録と年次有給休暇申請が重複しているもの、出退勤登録又は年次有給休暇等の申請漏れが見受けられたので注意されたい。	現在は職員ポータルにて管理されており、毎月締作業時に十分チェックされ、指摘事項は改善されている。
育英資金借用証書について	奨学生は、卒業等の日から30日以内に育英資金借用証書を提出しなければならないと規定されているが、これより後の12月にその提出を求めているので、規則に沿った事務処理に改められたい。	育英資金借用調書は、卒業等の日から30日以内に提出するよう、適切な時期に求められている。
給食費について	給食費の予算計上について検討されたい。	「(6)学校給食費について」で記載

##### (2) 資金前渡事務について

監査対象期間中の資金前渡事務について、提出された資料によりその精算手続きについて検査した結果、次のとおり改善が必要なものがありました。

件名	指摘の事実	指摘の根拠	指摘の度合・監査委員意見
精算事務について	精算事務が遅延しているものがあつた。(21件中2件)	田川市会計事務規則第35条第2項「資金前渡を受けた職員は、支払義務の発生後速やかに適正な支払をなし、その支払完了後7日以内に精算書を作成し、…会計管理者に送信しなければならない。」	指摘 期限内に精算を行うこと。
現金出納簿の作成について	現金出納簿が作成されていなかった。	田川市会計事務規則第35条3「資金前渡を受けた職員は、現金出納簿を備えて整理しなければならない。ただし、随時の資金前渡を受けた場合は、この限りでない。」	指摘 規定に沿った事務処理を行われたい。

### (3) 契約事務について

監査対象期間中に締結した契約のうち 12 件を抽出して検査した結果、次のとおり改善が必要なものがありました。

件名	指摘の事実	指摘の根拠	指摘の度合・監査委員意見
警備計画書について (放課後児童クラブ警備委託)	警備計画書を確認できなかった。	契約条項第 4 条「警備計画書及び現地地図は、この契約を締結するにあたり乙が警備物件を調査のうえ作成し、甲の同意を得るものとする。」	指摘 業者に指導を行うこと。
収入印紙の貼付について (小学校知能検査業務委託)	契約書の収入印紙の貼付について、収入印紙が必要な契約書に貼付されていないものがあった。	印紙税法第 3 条「別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、第 5 条の規定により印紙税を課さないものとされる文書以外の文書の作成者は、その作成した課税文書につき、印紙税を納める義務がある。」	指摘 適正な事務処理に改められたい。
記名押印について (①学校給食用器具の購入、②給食用白衣の購入)	見積書を請書に代える場合の業者の記名押印のないものがあった。	田川市契約事務規則第 32 条第 2 項「契約書の作成を省略する場合においては、請書を徴さなければならない。ただし、随意契約の場合は、その設計書、見積書等に契約金額、かし担保期間、履行期限及び契約年月日を記入し、記名押印してこれを請書に代えることができる。」	指摘 規定に沿った事務処理を行われたい。
その他 (①給食用白衣の購入、小学校一般管理備品の購入、②中学校消耗品の購入)	①執行伺や契約伺の決裁日の記入のないもの、②随意契約理由の条項の誤っているものがあった。	田川市文書規程第 25 条「当該起案文書に決裁年月日を記載しなければならない。」、文書規程の運用及び文書の取扱いについて第 15 条「文書を起案するにあたっては、…正確かつ明瞭で読みやすいものであるように心がけなければなりません。」	指摘 適正な事務処理に改められたい。

### (4) 出張復命書について

監査対象期間中の出張復命書を 15 件抽出して検査した結果、作成された復命書については、田川市文書規程第 49 条の規定に基づき遅滞なく作成され、いずれも概要あるいは所感等が記載されていることが確認されました。



件名	指摘の事実	指摘の根拠	指摘の度合・監査委員意見
出張復命書の作成について	市長に対して復命を行っていた。(15件のうち14件)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条(教育委員会の職務権限)第3号「…教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。」、第8号「…教育関係職員の研修に関すること。」田川市教育委員会事務委任及び臨時代理規則第2条(教育長の委任事項)第7号「教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。」	意見 復命書の様式の改善を要望する。

(5) 負担金等の交付事務について

前回の行政監査において、改善されるよう意見が付されていたものを抽出し、重点的に検査を行いました。今回検査した結果、良好な事務処理に改められているものもありましたが、以下のものは従前どおりであったため改善が必要です。

補助金名	指摘の事実	指摘の根拠	指摘の度合・監査委員意見
学校保健会補助金	実績報告が提出されていなかった。	田川市補助金交付規則第9条「当該事務事業が完了したときは、事務事業実績報告書により速やかに市長に報告しなければならない。」	指摘 規定に沿った事務処理を行われない。
	会計管理者へ前金払の顛末報告を行っていなかった。	田川市会計事務規則第37条第2項「前金払を受けた者が、債務を履行したときは、そのてん末を書類により…会計管理者に報告しなければならない。」	指摘 規定に沿った事務処理を行われない。
総合的学習補助金	会計管理者へ前金払の顛末報告を行っていなかった。	田川市会計事務規則第37条第2項「前金払を受けた者が、債務を履行したときは、そのてん末を書類により…会計管理者に報告しなければならない。」	指摘 規定に沿った事務処理を行われない。
陸上記録会出場補助金	補助対象外経費が含まれているものがあつた。	田川市小学校陸上記録会補助金交付要綱	指摘 適正な事務処理に改められたい。

## (6) 学校給食費について

学校給食費については平成 19 年度の定期監査において、歳入歳出予算に計上し経理する処理を検討されるよう意見を付したのですが、平成 26 年度現在においてもその取扱いは学校長限りのものとなっていました。その間、平成 24 年には田川市立学校長による給食費横領という不祥事が発覚しました。

そこで、不祥事発覚後の平成 24 年 6 月に策定された「田川市立学校給食費取扱要領」により、その取扱いが適正に行われているのか検査を行いました。その結果、校長が毎月 20 日までに行わなければならない収入及び支出状況の報告はなされていましたが、保護者及び学校教育課職員による学校給食費会計の監査のうち、中学校の監査については保護者代表のみで行われ、学校教育課職員が立ち会っていませんでした。中学校給食費に対しても要領通りの処理を行うようにしてください。

また、この取扱要領には滞納者に対する対応が定められておらず、未納の連絡、学校名での督促、家庭訪問等、一連の滞納処理を全て学校が行っています。教育委員会としては、これらの滞納処理事務を学校任せにするのではなく、学校教育課がより主体性をもって指導・サポートすることにより事務が円滑に遂行できるよう検討してください。

## (7) 債権管理について

本課が所管する主な債権は、①田川市育英資金貸付金、田川市若年者専修学校等技能習得資金貸付金、田川市高等学校等奨学資金貸付金②放課後児童クラブ保護者負担金となっています。

平成 23 年度に実施した行政監査では、「債権管理の状況について」をテーマに本課が所管する債権についても監査対象とし、債権管理事務の執行に万全を期すよう要望していましたが、今回も改善・検討を要する指摘事項等がありましたので、以下にその主なものを記載します。

債権名	指摘の事実	指摘の根拠	指摘の度合・監査委員意見
田川市育英資金貸付金	免除願の様式で改善が必要なところがある。	田川市育英資金条例施行規則第 16 条で定められている奨学生死亡による奨学金返還免除願(様式第 14 号)に死亡者本人の署名押印欄がある。	指摘 適正な様式に改められたい。
放課後児童クラブ保護者負担金	債権管理台帳が作成されていない。	田川市債権管理条例第 4 条「債権管理者は、…規則で定めるところにより台帳を整備するものとする。」、同条例施行規則第 3 条「…整備する台帳は、債権管理台帳(様式第 1 号)によるものとする。」	指摘 規定に沿った事務処理に改められたい。

	<p>事務取扱要領及び業務手順書が作成されていない。</p>	<p>債権管理に関する研修会の資料「市収入金の債権管理について」で、「各収入金ごとに事務取扱要領及び業務手順書を作成し、…市収入金の債権管理の適正化を図ることとした。」</p>	<p>指摘 事務手続きの基本となるものを作成すること。</p>
--	--------------------------------	--	-------------------------------------

(8) 現金の取扱いについて

現金の管理については、保管や入金状況等、良好な事務処理でした。

(9) その他事務処理について

文書の整理保存及び個人情報の管理については、抽出調査の結果、良好な事務処理がなされていましたが、一部決裁文書において課長補佐の決裁を受けていないものが見受けられました。田川市事務決裁規程第3条第1項において、決裁を受ける順序が定められていますので、規定に沿った事務処理に改める必要があります。